

# 防衛相、立憲主義を軽視

# 「解釈変更は政府裁量内」

## 安保法案 民主撤回迫る

他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案に関する衆院特別委員会は五日午前、関係閣僚に対する一般質疑を行った。衆院憲法審査会が参考人に招いた憲法学者三人が憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認は違憲だとの見解を示したことを受け、民主党の辻元清美氏は法案の撤回を迫った。中谷元・防衛相は憲法解釈の変更は政府の裁量の範囲内だと反論した。



衆院特別委で答弁する中谷防衛相。右は岸田外相  
5日午前10時15分、国会で(神代雅夫撮影)

### 中谷元・防衛相の答弁要旨

(集団的自衛権の行使を認め)た。昨年の閣議決定は、これまでの憲法九条をめぐる議論との整合性を考慮したものであり、行政府

における憲法解釈として裁量の範囲内と考えており、違憲の指摘は当たらない。これまでの憲法解釈の基本的な論理を維持したものであり、立憲主義を否定するものではない。

憲法解釈を一内閣が変更することは、憲法により国家権力を縛る「立憲主義」に反するとの指摘が強い。中谷氏の発言は立憲主義を軽視しているとの新たな批判を呼ぶ可能性がある。辻元氏は、四日の衆院憲法審査会で与党推薦を含む参考人全員が安保法案を違憲だと明言し、全国の憲法学者二百人近くが法案に反対する声明を出していることを指摘。その上で「法案の根幹が揺らいでいる。政府は撤回した方がいい」と求めた。

これに対し、中谷氏は集団的自衛権の行使は「国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置に限られている」と説明。昨年七月の閣議決定による憲法解釈変更は「従来の基本論理を維持したもので、立憲主義を否定してない。憲法解釈(変更)は行政府の裁量の範囲内と考え、これをもって憲法違反にはならない」と述べた。四日の衆院憲法審査会では集団的自衛権の行使が可能となる「存立危機事態」の認定基準がいまいちとの指摘も相次いだ。中谷氏は「どういふ事態が該当するかは、その時点で判断する」と説明。憲法学者がそろって違憲と明言したことについては「政府として立

# 東京新聞

夕刊  
中日新聞東京本社  
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211

五露園  
飲んで美味しく  
料理のかくし味でも大好評!  
http://www.gyokuroen.co.jp

紙面から  
防衛情報も流出か  
戦地へ息子：切々と描く  
自治体生き生き縮小の時  
7 5 9

ち入るべきではないが、出席者がさまざまな角度から意見を開陳した」と述べるにとどめた。辻元氏は、自衛隊員の職務の宣誓に「憲法、法令を順守し、身をもって責務の完遂に務める」という文言があることに触れ、「憲法の権威ある人たちが口をそろえて違憲だと言った状態で、隊員に命を懸けて、他国のために戦えと言えのか」と追及した。審議に先立つ理事会では、民主党の長妻昭代表代行が法案の合憲性に関する与党側の見解を明確にするように求めた。長妻氏は「与党が推薦した憲法学者すら違憲だと言っている。与党は腹の底では違憲だと思っているがやっつちまえと法案を出しているとするれば茶番だ」と記者団に説明した。

### 「学者は9条字面に拘泥」

### 高村氏、参考人に反発



安全保障関連法案をめぐる衆院憲法審査会で憲法

学者二人が憲法違反との見解を表明したことに対し、自民党の高村正彦副総裁は「連法案をめぐり、衆院憲法審査会で憲法学者二人が憲法違反との見解を表明したことに、拘泥する」と反発した。高村氏は法案に関する与党協議の座長を務めた。谷垣禎一幹事長も記者会見で「憲法学者には自衛隊の存在は違憲と言つ人が多い。われわれとは基本的な立論が異なる」と反論した。

### 憲法9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

菅義偉官房長官は午前の記者会見で「(憲法解釈を変更した)昨年七月の閣議決定は、有識者に検討いただき与党で協議を経て行った」と指摘。その上で「現在の解釈は、従来の政府見解の枠内で合理的に導き出すことができる。違憲との指摘はあたらない」と重ねて強調した。